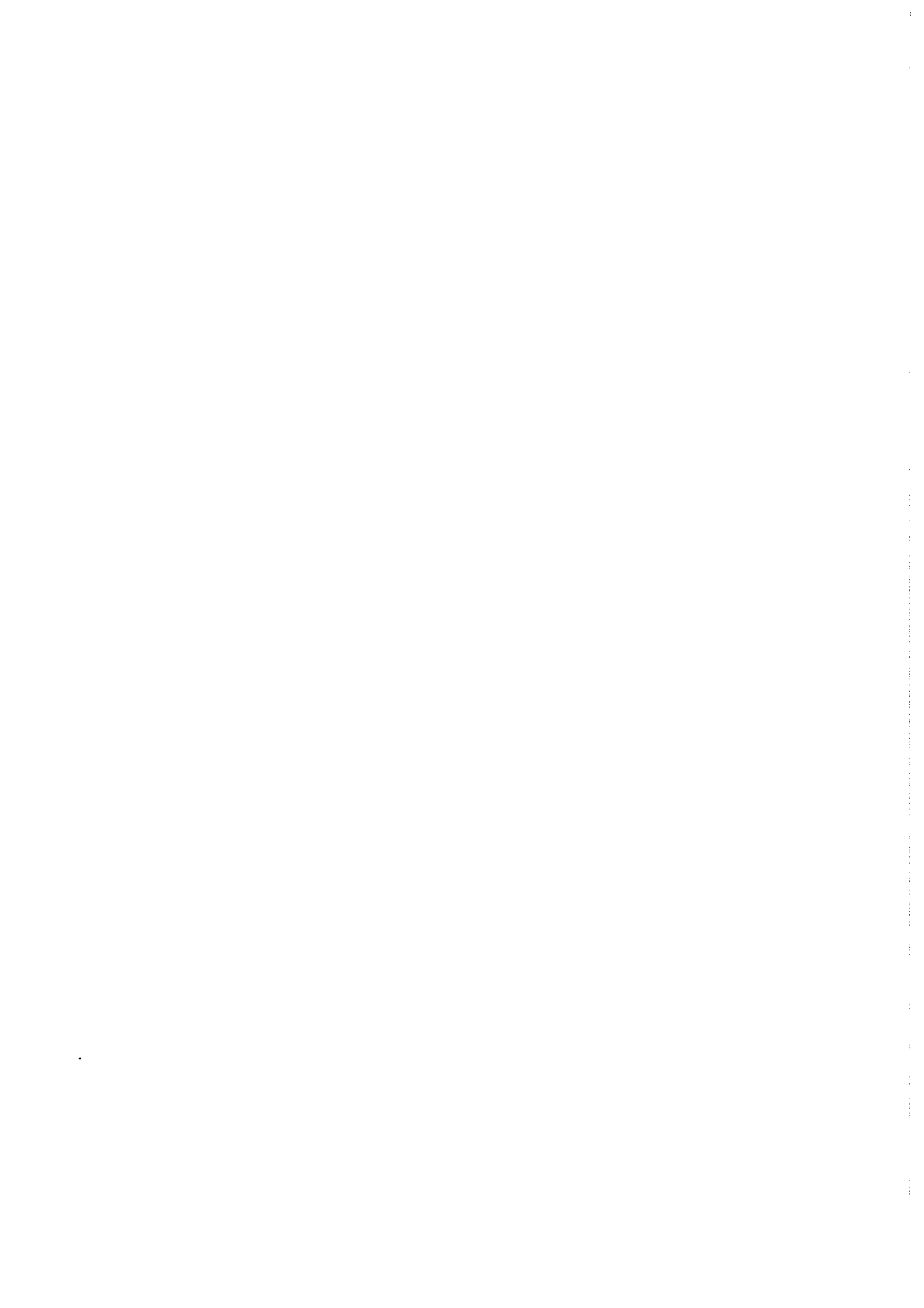


## 8. 介護保険法施行規則



改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 第一節・第二節（略） 第三節 指定地域密着型サービス事業者（第百三十一条の二の二） 第二十一節 第百三十一条の十四の五） 第四節～第十節（略） 第五章～第十章（略） 附則（略）</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設 第一節・第二節（略） 第三節 指定地域密着型サービス事業者（第百三十一条の三） 第二十一節 第百三十一条の十四） 第四節～第十節（略） 第五章～第十章（略） 附則（略）</p>
<p>（法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービス） 第十七条の十 法第八条第二十二項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（居宅介護サービス費の代理受領の要件） 第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イ・ロ（略）</p>	<p>（居宅介護サービス費の代理受領の要件） 第六十四条 法第四十一条第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）を受ける場合であつて、次のいずれかに該当するとき。 イ・ロ（略）</p>
<p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項（指定地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する場合を含む。）の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。 ニ（略） 二・三（略）</p>	<p>ハ 当該居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定居宅サービスが指定地域密着型サービス基準第七十四条第一項の規定により作成された居宅サービス計画の対象となつているとき。 ニ（略） 二・三（略）</p>
<p>（日常生活に要する費用） 第六十五条の三 法第四十二条の二第二項及び第二項各号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。 一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ おむつ代 ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 二 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 宿泊に要する費用 ハ おむつ代 ニ その他小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 三～五（略）</p>	<p>（日常生活に要する費用） 第六十五条の三 法第四十二条の二第二項並びに第二項第二号及び第三号並びに第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。 一 認知症対応型通所介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ おむつ代 ハ その他認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 二 小規模多機能型居宅介護 次に掲げる費用 イ 食事の提供に要する費用 ロ 宿泊に要する費用 ハ おむつ代 ニ その他小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 三～五（略）</p>

(法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定めるサービス)

第六十五条の三の二 法第四十二条の二第二項第一号の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスとする。

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。))、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスを除く。)を受けるとき、次のいずれかに該当するとき。

イハ (略)

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三・四 (略)

(居宅サービス等区分)

第六十六条 法第四十二条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び福祉用具貸

(新規)

(地域密着型介護サービス費の代理受領の要件)

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)を受けるとき、次のいずれかに該当するとき。

イハ (略)

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三・四 (略)

(居宅サービス等区分)

第六十六条 法第四十二条第一項に規定する居宅サービス等区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共

与並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))及び複合型サービスからなる区分とする。

(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十二条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護とする。

2・3 (略)

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画(指定居宅サービス等基準第二百十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。))を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)

同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。第六十九条第一項において同じ。))からなる区分とする。

(居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を設定できるサービスの種類)

第六十九条 法第四十二条第四項に規定する居宅サービス及び地域密着型サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与並びに夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護とする。

2・3 (略)

(居宅介護福祉用具購入費の支給の申請)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の申請書には、当該申請書に居宅サービス計画を添付した場合であつて、当該居宅サービス計画の記載により当該申請に係る特定福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(介護予防福祉用具購入費の支給の申請)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第二項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画(指定介護予防サービス等基準第百九十二条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画をいう。以下この項において同じ。)を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設) 第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者

三 八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 (略)

一 五 (略)

五の二 利用者の推定数

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス)

第百二十六条の八 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

(法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合)

第百二十六条の九 法第七十条第七項の厚生労働省令で定める場合は、同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所が当該市町村の区域にある場合及び当該市町村長が同項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等について公募指定(法第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をいう。)に係る公募を行っている場合とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)

第百三十一条の二の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この節において「他の市町村」という。))の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八

第九十条 (略)

2 (略)

3 第二項の申請書には、当該申請書に介護予防サービス計画を添付した場合であつて、当該介護予防サービス計画の記載により当該申請に係る特定介護予防福祉用具が必要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項の記載を要しない。

(法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設) 第百十三条の九 法第六十九条の三の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者

三 八 (略)

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 (略)

一 五 (略)

(新設)

(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第百十七条 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない

い。

一 事業所の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新設)

- 節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
  - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 事業所の平面図及び設備の概要
  - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - 七 運営規程
  - 八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
  - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - 十 当該申請に係る事業に係る資歴の状況
  - 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
  - 十二 法第七十八条の二第四項各号(令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)
  - 十三 役員(の)の氏名、生年月日及び住所
  - 十四 当該申請に係る事業が法第八条第十五項第二号に該当するときは、選務する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地
  - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の

- 規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
  - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の三 法第七十八条の二第二項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

- 一 十一 (略)
- 十二 誓約書

(指定夜間対応型訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の三 法第七十八条の二第二項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長(当該事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節、第七節及び第八節において同じ。)に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しない。

- 一 十一 (略)
- 十二 法第七十八条の二第四項各号(令第三十五条の五において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)に該当しないことを誓約する書面(以下この節において「誓約書」という。)

(指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等)

- 1 法第七十八條の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、当該他の市町村の長が認めるときは、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しない。
- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、審附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
- 六 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 九 運営規程
- 十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

(新設)

- 13 指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する第八十三条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 14 指定地域密着型サービス基準第八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
- 15 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 16 誓約書
- 17 役員(役員)の氏名、生年月日及び住所
- 18 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 19 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一 現に受けている指定の有効期間満了日
  - 二 誓約書
- 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第三十一条の二の一

(指定地域密着型サービス事業者の指定の届出)

- 1 (新設)

第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二〇七 (略)

八 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び登録定員

(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三百三十一条の十三 (略)

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第三百三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで、第十一号、第十二号及び第十四条に掲げる事項

二〇七 (略)

八 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項

二〇四 (略)

(法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービス)

第三百三十一条の十五 法第七十八条の十三第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスとする。

(公募指定に係る応募等)

第三百三十一条の十六 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第三百三十一条の二の二第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出

しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第三百三十一条の十七 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第三百三十一条の五第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第三百三十一条の十八 法第七十八条の十三第一項の規定に基づき公募により行われる複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、第三百三十一条の八の二第一項各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同項第一号から第三号までに掲げる事項その他当該市町村長が定める事項以外のものであつて、事業所の設置が完了していない場合その他やむを得ない事情により、法第七十八条の十四第二項の規定による選考までに提出することが困難であるものについては、当該選考の後に提出することができる。

第三百三十一条の十九 (略)

一〇六 (略)

(新設)

(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三百三十一条の十三 (略)

(新設)

一〇六 (略)

(新設)

二〇四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百三十一条の十五 (略)



(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第二項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一 五 (略)

五の二 利用者の推定数

(調査の実施)

第百四十条の四十七の二 法第百十五条の三十五第三項の調査の実施に当たっては、都道府県が定める指針に従い行うものとする。

(大都市の特例)

第百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十三、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十三

五、百三十六、第百三十七、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、百三十六、第百三十七、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第二項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 事業所の名称及び所在地

二 十三 (略)

2 4 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の三 (略)

一 五 (略)

(新設)

(新設)

(大都市の特例)

第百六十五条の五 令第五十一条の三第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十三

五、百三十六、第百三十七、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四条から百二十五条まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、百三十六、第百三十七、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

